

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

― いつまでも安心して住み続けられる北区を

(一) 身寄りがない単身高齢者が

亡くなった場合に備えて生前に葬儀委任契約し、
その契約が死亡後に履行されるよう

行政がサポートする終活支援事業の実施を

【要旨】

単身高齢者世帯から自身が亡くなったあとの
葬儀納骨を心配し、葬儀の生前契約等の事業を
行ってほしいとの相談がある。

また、現状では身寄りのない方が亡くなった場合、
区費用で葬儀を行った後、ご本人に預金があっても
多くは引き出せない。

横須賀市のような終活支援事業を実施すべきと
考えるがいかがか。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

一 (一)

いつまでも安心して住み続けられる北区を
のご質問にお答えします。

身寄りのない一人暮らしの方が
亡くなられた際は、

区が葬祭業者に委託して葬祭を行い、

遺留金などを葬祭費用に充てることとなりますが、

ご指摘のように、預貯金の多くは、

葬祭費用に充てられないことがほとんどです。

また、遺骨や居宅の整理など、

他の課題もありますので、

ご紹介いただきました、

横須賀市のエンディングサポート事業も参考に

課題の整理をすすめ、研究してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 いつまでも安心して住み続けられる北区を
- (二)「ご遺族手続き支援について

【要旨】

静岡県藤枝市では、死亡届を提出した後、遺族が行う多数の手続きを一つの窓口で済ませることができるよう予約制の「ご遺族手続き支援コーナー」を開設している。

市では、関係課内で情報共有をして、事前に必要な手続きを把握し、あらかじめ書類に氏名などを印字して記入項目も減らし、手続きを一時間以内に完了できるよう努力をしている。

北区でも高齢遺族や区民の利便性向上のため、ワンストップのご遺族支援事業を実施すべきと考えるが、見解は。

坂口勝也

公明

個人

六

一 (二)

次に、いつまでも安心して住み続けられる北区をのうち、ご遺族手続き支援についてお答えします。

大切な方を失い、葬儀などの多忙な時期に、様々な手続きを行うことは、ご遺族の方にとって負担になると考えます。

こうしたご遺族の一助となるよう、区では、死亡届の提出後に必要となる手続きや問い合わせ先をまとめた

「死亡届を出された後(あと)の諸手続きのご案内」をお渡ししています。

ご提案いただいた

「ワンストップのご遺族支援事業」の実施については、窓口の設置場所の確保や連携体制の構築などの課題もありますが、

他の自治体における取り組み状況や効果等をまずは調査・研究してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 いつまでも安心して住み続けられる北区を

(三) 北区シルバー人材センターについて

ア 北区シルバー人材センターの会員登録数、就業
者数、課題等について伺う

イ 北区シルバー人材センターにおける派遣の状況
について

ウ 積極的に派遣に取り組むべき、また区として事
業体制の支援を強化すべきと考えるが見解は

【参考】

平成十八年高齢者雇用安定法改正により臨時的かつ短期的ま
たは簡易な就業に関する一般老舎派遣事業が可能となる。
平成二十八年シルバー人材センターの業務のうち派遣・職業紹
介に限り、週四十時間まで就業を可能とする規制緩和
東京都シルバー人材センター連合では、シルバー派遣はおお
むね十日程度週二十時間未満の臨時的短期的な業務または軽易
な業務としている
品川区では私立保育園長会等でPRし保育補助の契約に結び
付いている。

坂口勝也

公明

個人

六

一(三)アイウ

次に、北区シルバー人材センターについてです。

平成三十一年三月末の会員登録数は、

二千四百五十二人です。

就業実人員は千九百六十六人で、年間就業率は

八十二パーセントとなっています。

次に課題ですが、シルバー人材センター共通の

大きな課題として、会員の確保、就業機会の確保、

安全就業の推進があげられています。

北区においても同様の課題として取り組みを

進めているところです。

北区シルバー人材センターでは、

平成三十年四月一日に派遣事業所の登録を行いました。

何件か問い合わせがあったものの、

金額面や内容で受注に結び付かなかつたと

聞いております。

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

六

(前頁から続く)

北区シルバー人材センターでは、
広報紙の区内全戸配布や駅頭PR活動等を通じ、
引き続き受注に努めたいとしているところです。
区としても情報提供等を含め
積極的に支援してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 ICT (アイシーティ) 等活用で区民の
利便性向上を

(一) 戸籍謄本のコンビニ交付の実施について

【要旨】

北区では、平成二十九年三月から住民票、印鑑証明、課税証明書について、コンビニエンスストアで交付を行っているが、戸籍謄本のコンビニ交付の行ってほしいと考えるがどうか。

また、マイナンバーカードの交付状況はどうなっているか。

坂口勝也	公明	個人	六
------	----	----	---

二(一)

次に、

ICT(アイシーティ)等活用で区民の利便性向上を
のご質問うち、

戸籍謄本のコンビニ交付の実施について、及び、
マイナンバーカードの交付状況についてお答えします。
本年の五月に戸籍法の一部改正が行われました。

今後、この改正により、
各種の社会保障手続きにおいて、
マイナンバー制度を利用することで、
戸籍謄抄本の提出を省略することが可能となるほか、
本籍地以外の区市町村窓口においても、
戸籍謄抄本の取得が可能となる予定です。

ご指摘の戸籍謄抄本の
コンビニ交付につきましては、
今回の法改正による影響や効果を

見極める必要もあると考えています。【後頁へ続く】

坂口勝也

公明

個人

六

【前頁から続き】

次に、マイナンバーカードの交付状況です。

令和元年八月末現在で、

申請者数は、七万六千八百九十一人

交付件数は、六万二千五百五十件

交付率は、十七・七パーセントとなっています。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 ICT等活用で区民の利便性向上を

(二) ぴったりサービスについて

【要旨】

マイナンバーカードを活用したぴったりサービスは児童手当以外にも保育の申請や母子保健、乳幼児医療費の申請等、様々な電子申請が可能で、さらに介護保険の申請では、ケアマネージャーや家族の負担軽減にもつながる。

今後、順次マイナンバーカードを活用した電子申請を区として拡大していくべき。区の見解を伺う。

坂 口 勝 也

公 明

個 人

六

二(二)

次に、ぴったりサービスについてお答えいたします。
マイナンバーカードを使用する

マイナポータルのぴったりサービスについて、
国が示しているロードマップにおいては、
現在の子育てワンストップサービスではなく、
介護ワンストップサービス、
さらには、引越しワンストップサービスへと、
順次拡大していく予定となっております。

それぞれのサービスの導入の効果や、
他自治体における導入状況などを確認しながら、
導入に向けた検討を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 ICT等活用で区民の利便性向上を

(三) 自治体ポイントについて

【要旨】

現在、自治体ポイントとして、クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを自分の好きな「自治体ポイント」に交換・合算することで、地域の商店での買い物や、オンラインショップで名産品の購入、また、市町村が独自にポイントを発行できる制度を導入している自治体も増加している。

北区においても、自治体ポイントの導入について検討すべきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也

公明

個人

六

二(三)

次に、自治体ポイントについてお答えいたします。

「自治体ポイント」は、

自治体が行うイベントやボランティアに参加した

際などに付与されたポイントを、

公共施設の入場料や地元の商店街等で

利用できるものです。

自治体ポイントの導入に当たっては、

その前提として、ポイントの付与対象となる

イベントや、利用できる店舗の指定のほか、

店舗での機器類の整備などが必要となります。

また、いかにしてポイントの利用価値を

向上させるか、といった点が

極めて重要となりますので、こういった点も含め、

国の動向等を注視するとともに、

先進自治体における取り組みや効果を

研究してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 ICT活用で区民の利便性向上を

(四) AIチャットロボットについて

AIチャットロボットの導入について検討すべきと考えるが。

【要旨】

AIチャットボットは、人間と会話する感覚で情報収集できる自動応答システムである。港区では外国人住民向けの行政情報の問い合わせに、墨田区ではゴミ分別の問い合わせに導入しており、子育て支援や観光案内に導入する自治体も増えている。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

二(四)

次に、AI(エーアイ)チャットボットについて、お答えします。

AI(エーアイ)をはじめとする

先端技術の活用については、

現在改定作業中の経営改革プランにおいて、

検討しております。

AI(エーアイ)チャットボットにつきましても、

港区や墨田区など各自治体で

導入している事例も参考に、

区民サービスの向上と

業務生産性の向上などを図るという視点で、

導入効果が認められるものにつきましては、

モデル実施も含め、

積極的な活用を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 ひきこもり支援について

(一) 北区でのひきこもりの人数は何人と推測しているのか。また、昨年度の健康支援センターで受けた相談は何件なのか。

(二) 北区においてご本人や家族が相談できる専門窓口が必要と考えるが、いかがか。

(三) 本年六月に厚生労働省から各自治体に対し、自立相談支援機関でもひきこもり相談を実施する徹底がなされたが、区の考えはいかがか。

(四) ひきこもり支援は、高校中退者支援を含めた教育・就労・保健医療・福祉・居住場所を包括的に支援する体制の構築が重要だと考えるが、区の考えはいかがか。

坂口 勝也

公明

個人

六

三(一)(二)(三)(四)

次に、ひきこもり支援についてです。

国の調査によるひきこもりの出現率によれば、北区では、およそ千七百人と推計されます。

健康支援センターで受けた

昨年度の相談件数は、九十六件です。

また、北区の自立相談支援機関である

くらしとしごと相談センターでも

ひきこもりの相談を受け付け、

民間支援団体や健康支援センターにつなげるなど、

ひきこもりの解消に取り組んでいます。

引き続き、関係機関の相互連携はもとより、

区民への更なる周知が必要と認識しています。

なお、相談専門窓口の設置や包括的に支援を行う

連携協力体制の構築につきましては、

他自治体の事例も参考に研究してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 ひきこもり支援について

(五) 子どもたちの生きる力、相互実現型自立を養う
家庭教育支援がさらに重要になってくると思うが
見解を問う。

【要旨】

ひきこもり支援は、「早期対応、未然予防」の視点が大切である。

ひきこもりは、歳相応の自立ができていない若者が増加していることが背景にあるのではないか。
他者を頼ることができず、自分ですべてを抱えてしまう(相互実現型自立ができていない)若者が増加していると言われている。

家庭教育は、すべての教育の基礎となるものだが、区においても、子どもたちの生きる力、相互実現型自立を養う家庭教育支援がさらに重要になってくると思う。

坂口 勝也

公明

個人

六

三(五)

私からは、ひきこもり支援に関する質問のうち、家庭教育支援について、お答えいたします。

家庭教育は、家族とのふれ合いを通じて、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを

身に着けるうえで、重要な役割を担うものです。

自分の気持ちを相手に分かるように伝えたり、自分と異なる意見を受け入れることや、

共通の目的実現に向け、思いや考えを共有するなど、

人とかかわる力の育成のために、

家庭教育力の向上が、必要であると考えています。

教育委員会では、

小学校入学前の子どもたちに対して、

「家庭で経験させたい10の大切なこと」について、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

リーフレットを作成し、

保護者や子どもたちに対して、

家庭教育の大切さを伝えていきます。

このような取組を通じて、

幼少期から若年世代までが、

生きる力を育む、

家庭教育支援を進めてまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

四 災害対策について

- (一) 改正された避難勧告等にかんする
ガイドラインのポイントについて
- (二) 避難勧告等の発令基準について
- (三) 避難勧告を出す地域の考え方について

【要旨】このたび九州北部に降った大雨では、鹿児島市が市内全域を対象に避難指示を発令したが、実際に避難したのは対象人口の〇・三%であった。

(一) 改正された避難勧告等にかんするガイドラインのポイントを伺いたい。

(二) 区における避難勧告等の発令基準を明確にすべきと考えます。

(三) 鹿児島市では避難所に入れなかった方がいたことから、地区を限定して避難指示をだすべきとの議論があった。区における避難勧告等を出す地域の考え方について伺います。

坂口勝也

公明

個人

六

四(一)(二)(三)

次に、災害対策についてお答えします。

はじめに、避難勧告にかんするご質問です。

まず、改正された避難勧告等にかんする

ガイドラインのポイントについてお答えします。

今回の改正では、避難情報の意味を

直感的に理解できるよう、避難情報等を

五段階の警戒レベルにより提供することになりました。

具体的には、従来の避難準備・高齢者等避難開始は、

警戒レベル三「高齢者等は避難」に、

避難勧告は、警戒レベル四「全員避難」に、

それぞれ避難のタイミングを明確化しました。

次に、避難勧告等の発令基準についてです。

荒川の氾濫を例にしますと、区では、

国が定めた設定水位である

避難判断水位や氾濫危険水位を目安としています。

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

六

(前頁から続く)

次に、避難勧告を出す地域の考え方についてです。

避難勧告等は、災害対策基本法により

区市町村の長が発令することになっています。

発令は、行政区域全体を対象にするのではなく、

災害の種別や規模の大きさにより、

地域を限定して発令することを考えています。

なお、荒川の氾濫については、

破堤する堤防の場所によって

浸水エリアが異なりますので、

国土交通省の地区別浸水シミュレーションを参考に、

地区を選定し、発令することを考えています。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

四 災害対策について

(四) 大規模水害時の避難行動のあり方検討が行われているが、まずは改定ガイドラインの周知徹底などをすべきではないかについて

【要旨】今年度区では、大規模水害時の避難行動のあり方検討を行うが、まずは改定ガイドラインの周知徹底、ハザードマップに基づく避難のあり方等周知徹底、啓発をすべきと考えますがいかがでしょうか。

坂口勝也

公明

個人

六

四(四)

次に、改定ガイドライン等の周知徹底についてです。
ご指摘がありました避難勧告等にかんする

ガイドライン等の周知・徹底は、

大変重要なことと認識しており、北区ニュースへ
防災情報の伝達内容が変更になったことを

掲載するとともに、国が作成した

警戒レベル情報のチラシを回覧するなど

周知に努めました。

また、今定例会の補正予算で計上いたしました

マイタイムライン作成リーダー育成事業のなかでも、

区民のみなさまへ、防災情報や避難情報の重要性を

説明してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

四 災害対策について

(五) フェーズフリーの概念を取入れた

防災対策について

【要旨】大規模な災害が発生すると、その直後は防災意識が高まるが、時間の経過とともに意識は薄れる。そこで、いつもの暮らしがある「平常時」と、災害が起きた「非常時」という二つのフェーズを分けるのではなく、平常時と災害時の両方に活用できるモノやサービス、アイデアによって備えを行うという考えがフェーズフリー。徳島県鳴門市では地域防災計画や新庁舎建設に生かしている。北区でもフェーズフリーの概念を取入れ、ソフト、ハード両面の防災対策に生かしてはいかがでしょうか。

坂 口 勝 也

公 明

個 人

六

四 (五)

次に、フェーズフリーの概念を取入れた
防災対策についてです。

最近、地域のみなさまを対象に防災講話を行う際、
食料や日用品などについては、備蓄とともに
ローリングストックが有効ですという
ご提案をしています。また、キャンプ用品が
避難生活に役立ちますとお伝えしています。

災害は、日常生活の最中(さなか)に発生することから、
暮らしの延長にあるものと理解していますので、
ご提案があったフェーズフリーの概念は、
重要な視点だと考えます。

今後、ご紹介があった鳴門市など

先進自治体の事例を参考に、研究してまいります。